伊方訴訟ニュース

第11号

1974年7月15日

伊方行政訴訟を支援する会・

国側「資料」提出を拒否

第3回公判(6月6日)の席上,原告側弁 護団は、国側に対し、「とんどの本格的な論 争のために,安全審査に関係した一切の資料 を提出してほしい。裁判所に提出命令を求め るやり方もあるが、国側もわれわれの意図す るところを理解されていると思うので,任意 提出ということで応じていたゞきたい」と、 理をつくして要請した。これに対し国側代理 人は、「即答はしかねるが、後日、そんなに 遅くならない間に,原告側弁護団に返答する 。」と確約した。ところが、一向に回答がな いので、約2週間後に問合せたところ、「目 下,科学技術庁と相談中だが,原子力局長が 交替したりして、とり込んでいるので、もう 小し待ってほしい。」とのことで、弁護団は 重ねて,早期回答を要求した。

7月はじめ、国側代理人から弁護団に対し 「現在のところ資料を提出する気はない」と の拒否回答があった。弁護団から、「それで は国側は立証の意志を放棄したのか」と追及 され、「次回の原告側の主張を見てからにし たい」とか、「証人を準備したい」などと、 要領の得ない答しか返ってこなかったという。 いうまでもなく、安全審査関係資料は、安

いうまでもなく、安全番査関係資料は、安 全審査が、どういう手続きのもとで、どのよ

うな資料をもとに、どのような結論を下した かを、明らかにするために不可欠なものであ る。とれまでの公判や準備書面において、国 側は,原告団の追及に対して,一般論や,明 らかに、安全審査後につけ加えられた資料や 推論でどまかし、正直にいって、内容の理解 の点で立ち遅れている裁判官に対し、「国の やることだから間違いはない」との予断をい だかせようと努力しているように見える。保 内町の淡水供給能力の誤認を,海水淡水化方 式で切りぬけたやり方を最も端的な例として, 緊急炉心冷却装置の信頼性、美浜における蒸 気細管事故や燃料棒事故の評価, 立地選定, とくに、中央構造線や地震歴の評価、廃棄物 の最終処分や燃料再処理のめど, などなど, 多くの例をあげることができる。

安全審査において、どの程度の資料が用いられているかについては、すでに国会でも明らかになっているのに、あえて、その提出を拒否することの中に、国側が、審査のずさんさ、無内容さが明るみに出ることを恐れている姿勢が、ありありと示されている。目下、弁護団を中心に、対策の検討に入っているが、次回公判(9月12日)では、この問題ぬきの審理はあり得ないであろう。

政治的な『欠陥炉』の運転

美浜1号炉に関する公開討論会

京都大学オリエンテーション実行委員会主催の公開討論会が、さる6月21日の午后、京都大学工学部で開かれた。講師はつぎの2名。福井県原発安全協議会の技術顧問で、一昨年の6月、美浜1号炉ではじめて蒸気発生器用細管の破損が発見された際、「この程度の故障は、400回起っても大丈夫」との有名なセリフを残した、京都大学教授若林二郎氏と、雑誌「科学」に、細管事故についての論文を発表した、東京大学教授小野周氏の2名。

まず小野教授から、細管からの放射能漏れが発見されてから、35時間たって漸く原子炉が停止されたことや、いまだに細管破損の原因が不明で、伊方原発など他の同型の原発でも起り得ること、さらに、伊方原発の安全審査中に美浜1号での事故が起ったにもかかわらず、それが審査に反映されていないことなどの問題点の指摘があった。

一方、若林教授はつぎの諸点について見解をのべた。放射能漏れ発見後、すぐに原発を停止しなかったのは、はじめてのことで手間とったためであり、漏洩放射能による環境への影響は無視できる程度であった。原因については、まだ充分に解明されていないが、細管支持部で起るということは確かである。自分の考えでは、化学的な腐蝕と、熱応力による疲労との複合作用ではなかろうか。いずれにしても、熱交換器については定評のある、米国CE社の設計ミスである。美浜1号については、こんご、大量破損は無くとも必らず再発するだろうし、他の原発についても、起

ちないとはいえない。しかし,たとえ腐蝕が 起っても,細管の耐圧は充分であり,漏洩放 射能の監視さえやっておれば,周辺住民にと っては,精神的な不安はあっても,実害は無 いであろう。

との若林発言に対し、参加者から、主とし て、細管腐蝕による危険性の評価と、設計ミ スが明らかな欠陥炉を運転する理由とについ て, 鋭い追及が行なわれた。若林教授は, 伊 方行政訴訟第3回公判で、国側が持ち出して きた減肉細管の耐圧試験の結果を示し、たと え70%以上の減肉があっても,なお200 気圧程度の耐圧があるから大丈夫と主張した。 しかし参加者から,耐圧試験の条件が実際の 腐蝕細管の場合とかけ離れていること,たと えその結果を認めても、正常時の耐圧が80 0 気圧以上もあることから考えて、減肉が起 れば直にとりかえ,その原因を除去するとい うのが機械工学の常識であり、それを、まだ 耐圧があるということで、あえて危険な原発 を運転し続けることは,まさに暴挙であると 指摘があり、若林教授も全く反論できなかっ た。

一方,欠陥炉運転の不当性については,細管事故の過程と原因を調べるための実物実験が公衆の面前で行なわれているのであり,そのために周辺住民を危険な状態に置くと同時に,半年ごとの定期検査のために,多くの労働者に無用の被ばくを強制していることが,きびしく追及された。また,経済的にも完全な赤字運転であり,何のメリットも無いではないかと指摘があった。これに対して若林教

授も、「自分も何のために運転が続けられているのかわからない」と告白し、「実証炉」の看板にキズがつき、伊方訴訟にも悪影響を与えるととを恐れた、企業および行政の、政治的配慮がその原因であるとの結論へと導かれていった

参加者は改めて、いかに現在の原発行政が 危険に充ちたものであるかを痛感し、それを 批判する住民運動の必要性と、研究者として の責任の果し方とについても意見が出された。 そして、そのためにも、この種の討論会を、 こんごも開いてゆくことを、若林教授も含め て確認し、散会した。

なお, この討論会から約1週間後, 岡山大

学の学生7名が、ことし3月に行なわれた美浜1号での蒸気用細管の点検作業に、アルバイト賃につられて従事したことが暴露された。わずか5分程度の作業を数回やっただけで、1300ミリレムの被ばくを受けるという作業状況であることが明らかになり、美浜1号はもちろん、他の原発が増加するにつれて、おびたゞしい数の、下請け労働者に、被ばくが拡大する恐れが、現実的なものとなっていくことを示している。若林教授もこのことは認めており、「県と関電に対し、被ばくをさけるための検査装置の自動化を提案している」とのべていたが、おそらく絵に書いたモチに終ることであろう。 (Q)

原発・再処理工場建設計画の 即時中止を要求する決議

最近,政府と電力会社は,昨年暮以降の "石油危機"をテコに,「原子力本命論」をかかげ,これまでの原発計画の遅れを取りもどそうと,強引な原発建設促進をはかっています。

すなわち、"脱石油"のかけ声とともに、 これまでの長期計画を大巾に上廻る7千万キロワットの開発を60年までに実現し、「原主火従」体制を作ろうとしており、さらに、再処理事業の民間移行ということで、東海村の工場につづいて、第2工場の計画を具体化しようとしています。

そのため、本年度の電源開発調整審議会で、 これまで反対運動で進まなかった13基の原 発を、一挙に認可しようとしています。そし て、その手始めに、この中旬に予定されてい る第1回電調審で柏崎1号および、玄海2号 炉の認可を行ない、つづく11基の突破口を 開とうと計画しているのです。このような強 引な促進策を支えるために、政府・企業が一 体となって、国民世論の操作と、反対運動の 懐柔、切り崩しを、この間一斉に展開してい ます。

"石油危機"——"電力危機"の一大キャンペーンと、今国会で野党の反対を押し切って成立させた「電源周辺地域整備法」など電源三法はその典型であります。

政府・企業は"電力危機"を大上段に振りかぶり,国民をおどしつけ,「電力は不可欠」との生活感覚をたくみにあやつり,必要性を原発の安全問題にすりかえ,さらに電源三法によって地方自治体をまる抱え的に買収し,安全問題を金銭的,物質的にすりかえようとしているのです。それは,"必要"のために

は安全を軽視し、住民の生命、健康、平和な生活を"金"や"物"で買い取ろうということを意味しています。これまでも、電力会社は、買収、供応、恐迫の限りをつくし、住民の心身を荒廃させてきました。今度は政府自らが電力資本の走狗となって、その荒廃に輪をかけようというもので、断じて許すわけにはいきません。

私たち反対運動の主張は、何よりもまず原発と再処理工場そのものの危険性によるものであり、①放射能による環境汚染を未然に防止し、②蛋白質生産の場である沿岸漁業の温排水と放射能汚染による破壊をやめさせ、③住民の生命、健康、平和的生活を守るために、建設計画の中止を求めるという根源的なものであります。

それ故、補償金のつり上げや、より有利な 条件の取りつけとは無縁であります。まして 本来的に政府の行政的責任に属する住民福祉 の向上問題は、決して原発や再処理工場によ る「危険」と取り引きされるべき性質のもの ではありません。

私たち反対運動の主張の正当性は、この間ますます明らかとなっています。美浜1,2 号炉にみられる重大欠陥、ひんぱつする事故、日本分析化学研究所の調査データねつ造事件、田島英三原子力委員会の辞任問題、科学技術庁のズサンな放射性物質管理等々、原発や再処理工場の危険性、原子力行政のデタラメぶりは、日をおって曝露されており、問題は何一つとして解決していないのです。

これらを考えあわせれば、現在、政府・企業のやり方が、いかに的はずれで主客転倒したものであり、国民をごま化し、愚ろうするものであるかは明白であります。

私たちは、このような原発建設計画に強く 抗議するとともに、次の点を即時実行するよ う要求するものです。

- 1. 原発,再処理工場設置計画を全面的に中止せよ!
- 2. 建設中のものは工事を, 運転中のもの は運転をやめよ!
- 3. 電源開発調整審議会への上程を一切中 止せよ!
- 4. 電源三法による自治体買収政策をやめ よ!
 - 1974年6月9日

北海道原発反対五者共闘会議 東海 2 号原発行政訴訟原告団 柏崎原発反対同盟 柏崎原発反対守友会連合 勝浦町原発反対協議会 古座町原発反対協議会連合会 新宮市原発反対協議会連合会 新宮市原発設置反対協議会 島根原発公害対策会議 伊方町原発設置反対共闘委員会 伊方原発反対八西連絡協議会 玄海原発設置反対佐賀県連絡会議 全国原子力科学技術者連合 漁民研究会

原発・再処理工場設置反対 運動・情報・連絡センター

機動隊に守られ電調審強行

7月からはじまる今年度第1回電調審が, さる7月4日開かれ,柏崎1号,玄海2号の 各原発のほか,多奈川第2火力などの申請を 承認した。はじめ,6月中旬に開かれる予定 が遅らされ,全く秘密裏に準備されてきたが, 開会を予知した柏崎の住民を主力とし、各地の代表も含めた約300人の人たちが当日早朝から阻止行動を行なった。約2000名動員を予測した機動隊の大量動員を背景に、会場の経済企画庁のすべての門は、動員された職員と守衛によって、早朝から閉鎖あるいは通行規制が行なわれ、つめかけた人々は一歩も中に入れないという有様。それどころか、入場する委員を説得するためのピケ部隊、近日比谷公園まで連れて行かれ、理由もまで、はいまいた、電調審の終るヒルごろまで、対東されたまいといった不当さ。そりした中で、遂に10時15分から電調審が始まったらしいとの情報が入る。

止むを得ず、一つの門の前で抗議集会が開かれた。マイクによる庁内への呼びかけ、そして、柏崎の各住民組織および各地代表の抗議と決意の表明。伊方からも八西連絡協を代表して広野さんが熱烈なあいさつを送る。電調審が終る頃、機動隊の指揮車が、交通妨害だから排除すると脅しにくる。全員立ち上り庁舎に向って、怒りのシュプレヒコールの連呼をあびせ、一層の斗いの強化を誓って引きあげた。午后は、代表10数名で経企庁に陳情の型で出かけたが、これも完全にシャットアウト。「こんなことがあるか。帰ったら皆に報告する」と、柏崎のおばさんが声をふるわして怒る。

新聞によると、電調審の「学識経験者」は「原発の安全性については充分検討するように」と条件をつけたという。住民の怒りに対する後めたさと自信の無さのあらわれであろうが、そんなごまかしも、住民の抵抗によって粉砕されることであろう。 (Q)

伊方行政訴訟弁護団 損害回復を請求

弁護団に属する藤田一良氏ら9名の弁護士は、さる6月17日、日本共産党および、愛媛民報社とと井上定次郎氏ならびに日本共産党愛媛県委員会副委員長(当時)元岡 稔氏を被告として、謝罪広告などを請求した訴状を、大阪地裁に、岡田義雄氏ら23名の弁護士を代理人として提出した。弁護団からは事務局に対し、「この問題は自分たちで処理し、原告や支援する会の皆さんに、できるだけ迷惑のかよらないようにしたい」との申し出があったが、事務局としては会員の皆さんに事態を報告する必要を認め、以下に訴状の抜すいを転載して、会員の皆さんの判断に委ねることとした。

請 求 の 原 因 (被告らの違法行為)

被告元岡は昭和48年9月16日 愛媛県大 洲市農業会館で開催された「いのちとくらし を守る南予県民集会」において被告日本共産 党代表として出席し,多数の右集会に集った 県民を前に被告日本共産党の代表として「行 政訴訟は国民の基本的権利で支持できる。し かし社会的にも犯罪者集団として信用のない トロッキスト弁護士が主要な役割を果たす裁 判斗争は最初から敗北の路線を走るものだ,」 等を内容とする発言をした。

被告井上は、同人が発行している前記「愛媛民報」昭和48年9月23日付(585号)の第一面最上段にトップ記事として・・・・右「いのちとくらしを守る南予県民集会」の模様を被告元岡の右発言を中心に大略次のとおり

の内容の記事を掲載した。すなわち「「いの ちとくらしを守る南予県民集会 | が350人 の参加でひらかれ、そとで伊方原子力発電所 反対斗争についての論議が交された。伊方原 発行政訴訟は反対斗争を第二の三里塚斗争へ 導びとうとしている暴力学生集団などのトロ ッキストたちが、現地住民が知らないことを い」ことにして、弁護団の中心にトロッキス トやその同調者をひきいれておこなったもの。 とのするでは裁判斗争を准めることは困難な ことは明らかで、伊方原発の正しい発展のた め早急にトロッキストとその同調者の弁護団 を排除する必要がある」旨論評した後,前記 被告元岡の発言を引用して報道し、さらに同 日付の「愛媛民報」の「うず潮」と題する囲 み記事にも同様の論評をした。

被告日本共産党は、中央委員会機関紙「赤旗」昭和48年8月28日付において、・・・・、伊方原発行政訴訟に関し、「今回の弁護団は反共分子やトロッキストが介入しているところに問題がある」と報道したのをはじめ、同誌同年11月13日付の「揺れる原発」欄において、・・・・、「伊方の住民の原発反対斗争にかげを落し、複雑にさせている問題がある。原子炉設置許可取消請求訴訟に、これまであらゆる民主勢力のたたかいに、分裂と紛争のたねを持ち込み、各地の住民運動を混乱におとしいれてきたトロッキスト集団が介入し、弁護団の中にもかれらの一味が加っている。・・・・・」と論評した。

(損害)

被告らの前記発言ならびに新聞による報道 および論評は、弁護士である原告らを何らの 根拠もないのに「社会的に犯罪者集団として 信用のないトロッキスト弁護士」とか、「住 民運動に分裂を持ち込むトロッキストの一味」などと決めつけて、執ような誹謗と中傷をくりかえし、弁護士にとって最も重要な財産である社会的信用と名誉を土足で踏みにじる許しがたい行為であり、あまつさえ、原告らが、勝訴すべく誠実かつ献身的に、全力を傾注して斗っている伊方原発行政訴訟の第1回口頭弁論期日前に、原告らが代理人であれば敗訴するから、原告らを排除せよとまで極論したのである。

(結論)

原告らは被告らに対し、毎日新聞、朝日新聞 よび読売新聞の朝刊に、・・・・、「愛媛民報」に、被告ら連名で別紙記載の謝罪文を、ならびに被告日本共産党に対し、別紙記載の謝罪文を、それぞれ請求の趣旨記載のとおりの方法で掲載し、かつ被告らに対し、各自、各原告に金100万円および、本訴状送達の日の翌日から支払済まで、年5分の割合による金員の支払を求めるため、本訴に及んだ。

会計報告(74,6/8~7/9)

1	4	6,	5 0 0	
	4	7,	6 0 0	
1	2	3,	7 3 7	
3	1	7,	8 3 7	
	1	0,	0 0 0	
		1,	5 3 0	
	2	0,	0 0 0	
	5	3,	3 6 0	
		5,	2 0 0	
		3,	2 6 0	
	1	7,	2 4 0	
		1,	2 3 5	
1	1	1,	8 2 5	
2	0	6,	0 1 2	
	1 3	4 1 2 3 1 1 2 5	47, 123, 317, 10, 1, 20, 53, 5, 3, 17, 111,	47, 600 123, 737 317, 837 10, 000 1, 530 20, 000 53, 360 5, 200 3, 260 17, 240 1, 235 111, 825